

4月号

# 労基ニュース

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

〒14-0022  
北区王子本町1-22-3  
TEL 03-5948-5341  
FAX 03-5948-5653  
当支部HP パスワード  
⇒「aa5948」

## 《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ》

### 支部行事のご案内

#### 『令和6年度 支部幹事会』

開催日時：令和6年4月23日（火） 15:30～  
開催場所：シアター千住 講義室

#### 『令和6年度 支部会員総会』

開催日時：令和6年5月15日（水） 17:15～  
開催場所：シアター千住 講義室

※ご案内・ご出欠票につきましては、年会費のご案内と併せて4月1日付け送付いたしました。

### 支部講習会のご案内

#### 『令和6年度 危険予知訓練研修会』

開催日時：令和6年5月22日（水） 9:30～16:40  
開催場所：東京都城東職業能力開発センター（足立区綾瀬5-6-1）  
受講料：会員 8,800円 一般：11,000円

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

○ 労働災害は、一瞬にして、働く人の生命や身体・健康を損なうものであり、事業者は働く人々と協力して、災害の起きにくい職場環境を造っていく必要があります。

危険予知訓練は職場にひそむ危険性や有害性等の危険要因を発見し解決する能力を高める手法で、「どのような危険がひそんでいるのか」、「危険なポイントは」、「あなたならどうする」、「私たちちはこうする」を参加者で話し合い、考え合うことにより危険のポイントを行動する前に解決する訓練です。

#### 『令和6年度 全国安全週間説明会』 ご予定ください。 ※無料です。

開催日時：令和5年6月5日（水） 13:30～（開始時刻は予定です）

開催場所：ムーブ町屋 ムーブホール  
荒川区荒川7-50-9 センターまちや

定員：100名

※来月号にご案内・お申込書を同封いたします。

#### 『令和6年度 热中症予防セミナー』 ~暑さが本格化する前に対策準備をしましょう~

開催日時 令和6年5月29日（水）  
13時00分～17時00分（12時30分開場）

会場 東京上野区民館401集会室 台東区池之端1-6-12

内容 ①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の救急処置 ④熱中症の事例  
講師 労働衛生コンサルタント 椎野恭司氏

定員 50名

参加費 会員：5,390円 一般：7,590円 ※テキスト・資料・税込

締切り日 5月17日（金）

※当支部ホームページよりご案内・お申込書がダウンロードできます。

●7月上旬に同セミナーを足立区内で開催いたします。来月号に詳細をお知らせいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本年4月1日から

建設業・自動車運転業務・医師にも時間外労働の上限規制が適用されます

～36協定届が新しい様式に変わります～

本年4月1日から、建設業・自動車運転業務・医師においても時間外労働の上限規制が適用され、これに伴い、時間外労働及び休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）届が新しい様式に改正されます。

関係事業者におかれましては、本年4月1日からの上限規制の適用に伴い、36協定の内容に合った『新しい様式による届出』が必要になります。

東京労働局では、都内18の労働基準監督署（支署）に設置している「労働時間相談・支援コーナー」や、委託事業で運営している「東京働き方改革推進支援センター」において、主に中小企業の事業主の方に対し、36協定届（新様式）の記載方法を含む労働時間制度全般に関する相談への対応や支援を行っています。

◆当支部ホームページ「会員専用」から東京労働局ホームページにリンクし、新様式がダウンロードできますので、ご活用ください。

### 令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

～暑さ指数（WBGT）の把握、労働衛生教育の実施、有訴者への特段の配慮～

厚生労働省は、職場における熱中症※1予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

#### 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」概要

厚生労働省は、労働災害防止団体などと連携し、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行う他、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営します。

また、周知・啓発に当たっては、[1]暑さ指数（WBGT）※2の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、[2]作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、[3]糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと、について重点的に呼びかけます。

#### ●「令和5年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」

令和5年の速報値では、死亡を含む休業4日以上の死傷者数は1,045人、うち死者数は28人となっています。業種別にみると、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続きます、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていませんでした。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていませんでした。

#### ※1 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れ、最悪、死に至る場合がある。

#### ※2 暑さ指数（WBGT）とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指標。

◆当支部ホームページ「会員専用」から「令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーント」実施要綱」がご覧になれますのでご活用ください。

## 外国人特別相談・支援室（FRESC／フレスク内）の外国語による労働相談体制を拡充します

東京労働局（局長 美濃芳郎）では、今般、外国人労働者の利便性向上を図るため、令和6年4月1日から、「外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）」（注1）内に設置している「外国人特別相談・支援室」（注2）における外国語による労働相談体制を拡充します。

（注1） 「外国人在留支援センター」は、日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する政府の窓口が集まり、関係機関が連携して、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援などの取組を行うセンターです。

（注2） 「外国人特別相談・支援室」は、外国人を雇用する事業主に対し、外国人労働者の労務管理・安全衛生管理に関する相談対応、セミナー開催、訪問支援などの各種支援を行う機関です。また、外国人労働者向けに労働条件に関する相談対応を行っています。

### 1 外国人特別相談・支援室の所在地

東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階  
外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）内

### 2 対応言語

外国人特別相談・支援室の対応言語に、令和6年4月1日から3言語（ミャンマー語・タイ語・インドネシア語）を追加し、10言語（英語・中国語・タガログ語・ベトナム語・ネパール語・モンゴル語・カンボジア語（クメール語）・ミャンマー語・タイ語・インドネシア語）で対応します。

## 令和5年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間について

### ～労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施結果～

東京労働局は、令和5年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間（令和5年11月21日から令和6年1月31日まで）における取組の一環として、東京労働局管内の事業場を対象とした労働災害防止対策の取組に係る自主点検を実施し、その結果を取りまとめ公表しました。

自主点検は、東京労働局管内の 10,000 事業場を対象として実施しました。有効回答数は 2,190 事業場（21.9%）でした。

### 【結果の概要】

#### 1 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の取組

（1）労働者の「転倒」を防止するためハード・ソフト両面の対策を実施している事業場の割合は 9.9%（216 事業場）。

（2）小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者に対する何らかの安全衛生教育を実施している事業場の割合は 85.5%（788 事業場）。

#### 2 高年齢者への労働災害防止対策の取組

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合は 31.8%（697 事業場）。

#### 3 業種別の労働災害防止対策の取組

（1）墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合は 89.4%（93 事業場）。

（2）陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）において、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施している事業場の割合は 45.9%（1,006 事業場）。

（3）機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合は 92.9%（157 事業場）。

## 令和6年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施します

### ～学生アルバイトのトラブル防止のために～

厚生労働省では、全国の大学生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施します。本キャンペーンは平成27年度から実施しており、本年で10回目となります。

次ページにアルバイトを雇用する際の5つの重点事項についてのリーフレットを掲載いたしましたのでご参考ください。

# 1

## アルバイトを雇うときも、書面による労働条件の明示が必要です

- 雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件を明示する必要があります。特に次の7項目については必ず書面で明示しなければなりません。
- 労働者が希望した場合には、メール、FAX等（印刷できるもの）による明示も可能です。
- ①契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ②契約期間の定めがある契約を更新する際のきまり（更新の有無、更新上限、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容、これらの変更の範囲）
- ④勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交代制勤務のローテーションなど）
- ⑤バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）  
※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回ることはできません。  
また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ⑥辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）
- ⑦その契約期間内に労働者が労働契約法第18条第1項の無期転換申込みをすることができるようとなる有期労働契約の締結の場合においては、無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件

# 2

## 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設定しましょう

- 大学生等に対するアルバイトに関する意識調査（平成27年厚生労働省実施）では、「試験の準備期間や試験期間中に休めなかったり、授業に出られないほどのシフトを入れられた、または変更された」といった回答がありました。
- 学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。
- 採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。

# 3

## 学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります

- アルバイトも、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。
- 就業を命じた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。
- 原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てるとはできません。
- アルバイトにも残業手当の支払いは必要です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html)

# 4

## 商品を強制的に購入させることはできません また、一方的その代金を賃金から控除することもできません

- アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法違反です。

# 5

## アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません

- アルバイトの遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。
- 遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合でもあっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下ではなくなりません。

平日夜間・土日祝の相談は  
労働条件相談ほっとラインへ！

☎ 0120-811-610 無料  
月～金：17時～22時  
土・日・祝日：9時～21時



WFL5144<06>